安全で快適に暮らすまちづくり

だれもが安全で快適に暮らしていく ためには、計画的な都市基盤の整 備や都市の安全性の確保はかかせ ません。

快適な居住空間の整備と駅周辺・ 道路・交通環境の整備により、日常 生活における市民の利便性の向上 を図るとともに、防災・防犯に取り組 むなど、安全に暮らせるまちづくり をすすめます。

全で快適に暮らすまちづくり

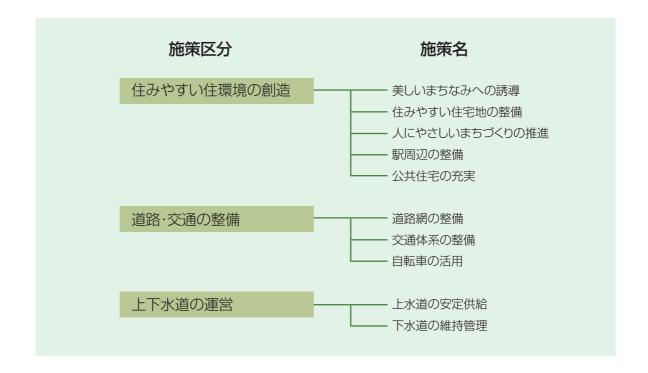
『安全で快適に暮らすまちづくり』は、次の2つの視点で取り組みます。

快適な日常生活のために〔安1〕

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りをもてるまちづくりを積極的にすすめていきます。なかでも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける 道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備をすすめていくとともに、多くの市 民に利用されているコミュニティバス(はなバス)のよりよい運行に向けた取り組みをし ていきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自 転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備をすすめます。

水道事業は安全な水を安定して供給していくため、水道施設の維持管理や水質の安全確保に努めていきます。また、下水道事業は面的な整備はほぼ100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

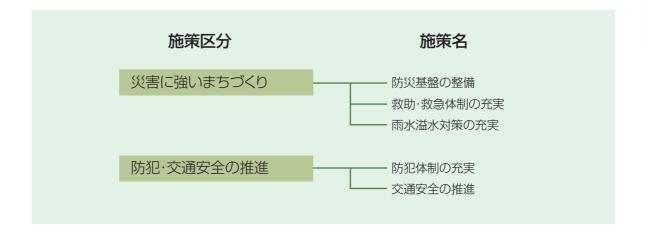


安全な暮らしのために〔安2〕

阪神・淡路大震災などの教訓をもとに、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的にすすめ、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力をあわせ、日ごろから市民みんなで 取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。





快適な日常生活のために 〔安1-1〕

住みやすい住環境の創造

現状 課題 快適な日常生活をおくるためには、計画的に土地の利用方法を検討したり、 商業地や駅など多くの人が利用する空間の整備をすすめていくことが重要です。

本市の土地の利用用途は、宅地の割合が約6割と非常に高く、今後も住宅を中心としたまちとして良好な住環境を確保する必要があります。また、住宅地以外にも、駅周辺の商業地など、市の活性化と地域の生活を支えるための発展的な土地利用が望まれているところもあります。

今後は、良好な都市環境の確保に努めるため、都市計画マスタープラン*や住宅マスタープラン*を策定し、計画的にまちづくりをすすめるとともに、道路・公園・駅等の公共空間や各種施設のバリアフリー化など福祉のまちづくりをすすめていくことが重要です。

さらに、公営住宅や公団住宅などの建替えの際には高齢者等のニーズに応じた住居形態や周辺環境に配慮した整備をしていく必要があります。





用語解説

「都市計画マスタープラン」

本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、総合計画などを踏まえて、都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、各地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、都市づくりの総合的な指針となる計画のこと。

「住宅マスタープラン」

地域の特徴等を踏まえ、安全・快適な居住環境を目標にした、総合的な住宅政策の基本的な方針をまとめたもの。

「宅地開発等に関する指導要綱」

市内の宅地開発事業に関し、事業者の行うべき施設整備等の事業実施基準や手続きについて、必要な事項を定めるもの。市民の快適な生活環境および良好な都市環境の確保を図ることを目的としている。

「タウンモビリティ」

障害・病気・ケガ・高齢などのため、常時または一時的にスムーズな移動が難しい人々に、電動スクーターや車椅子などを無料で貸し出し、ショッピングを含め、街の諸施設を利用できるようにするシステム。

市民、事業者および行政が協働し、計画的にまちづくりをすすめることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。

施策 内容

●美しいまちなみへの誘導(安1-1-1)

- ○都市計画マスタープランを策定し、地域の特性をいかし自然と都市機能 の調和した良好な都市づくりを計画的にすすめていきます。あわせて、 地域固有の景観形成を誘導するための制度等を検討します。
- ○ゴミ・ゼロ運動など市民の自主的な活動を支援していくとともに、環境 美化の取り組みについて検討していきます。

●住みやすい住宅地の整備(安1-1-2)

- ○住宅マスタープランを策定し、住みなれた地域でいきいきとした生活を おくれるよう、魅力ある居住空間をめざしていきます。
- ○良好な生活環境の確保のため、建築基準行政の取り組みについて検討します。

●人にやさしいまちづくりの推進(安1-1-3)

- ○(仮称)人にやさしいまちづくり条例を制定し、住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりをすすめます。また、無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を図るため、宅地開発等に関する指導要綱*の条例化を検討し、あわせて人にやさしいまちづくりを推進するためのしくみを検討します。
- ○市内の全駅にエレベーター・エスカレーターを設置していくほか、道路や交通機関、公共施設などを安全に利用できる環境を整備していくとともに、タウンモビリティ*について調査研究していきます。
- ○人にやさしい歩行者空間の確保のため、段差解消や電線の地中化を関係 機関と連携をとりながらすすめていきます。

●駅周辺の整備〔安1-1-4〕

- ○本市北部の商業中心拠点であるひばりヶ丘駅周辺の整備を推進します。 南口側は、都市基盤整備公団が整備を計画している都営亦六住宅跡地の 開発にあわせて、自転車駐車場や市政窓口などを整備します。北口側は、 関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、都市計画道路とのつな がりを踏まえたまちづくりに取り組みます。
- ○生活に身近な商業施設が集積した保谷駅周辺は、南口地区を市街地再開発事業として、快適で安全な買物環境・良好な住宅環境となるよう整備をすすめます。

●公共住宅の充実〔安1-1-5〕

- ○老朽化した市営住宅の建替えをすすめ、土地の高度利用と不燃化による 住環境の向上を図るとともに、高齢者住宅などの確保に努めます。
- ○ひばりが丘団地の建替えに伴い、公共施設や高齢者住宅などの確保について、都市基盤整備公団に要請していきます。



快適な日常生活のために 〔安1-2〕

道路・交通の整備

現状 課題 安全で快適な暮らしには、道路が整備されていることやスムーズに移動できる交通が整っていることが求められます。

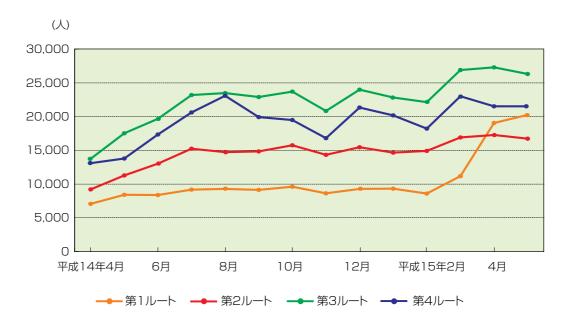
市内には、都道として主要地方道が8路線、一般都道が6路線ありますが、幅員が6メートル未満の部分があったり、歩道が整備されていないところが多いなどの問題があります。都市計画道路は37路線が都市計画決定されていますが、進ちょく率は全体で27%程度にとどまっているため、この整備促進が課題となっています。また、市道は805路線ありますが、幅員が4メートル未満の部分も多く、市民意識調査では重視すべき市の施策として「道路・交通環境の整備」が上位にあがっています。

今後とも、道路交通の円滑化を図るため、都道の整備を要請するとともに、 歩行者の安全や震災・救急時の対応なども含め、都市計画道路の整備を推進す る必要があります。また、市道についても円滑な利用と市民の安全を確保する ために、新設改良や拡幅など計画的に整備をすすめる必要があります。

道路などの基盤整備にあたっては、環境への配慮をしていくと同時に、公共 交通のあり方や自転車の活用を検討するなど、交通需要マネジメントの視点から総合的・計画的な取り組みが求められています。

背景データ

■ はなバスルート別利用者推移 (平成14年4月~平成15年5月)



道路・交通を整備し、市民の日常生活における利便性、安全性の向上をめざします。

施策 内容

●道路網の整備〔安1-2-1〕

- ○幹線道路については、円滑な車両交通の流れを確保するため、都市計画 道路を中心に整備をすすめ、住宅地や駅周辺などにおける通過交通の侵 入を抑制するとともに、避難路としての防災性を高めていきます。特に 調布保谷線については、ゆとりある歩道や植栽帯等で構成される環境施 設帯を備えた広幅員の幹線道路として整備します。
- ○通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全・ 快適に利用できるよう整備をすすめます。また、道路整備計画を策定し、 交通危険個所を優先的に局所改修するなど、新設改良や拡幅を計画的に 推進していきます。
- これらの道路の整備にあたっては、歩車道の分離や歩道の広幅員化をす すめ、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。

●交通体系の整備〔安1-2-2〕

- ○市内の交通問題を解決するとともに、将来に向けてより快適な市民生活を実現するために、市民・事業者・行政が一体となってめざす目標や具体的な取り組み方向を示す総合的な交通計画を策定し、体系的に整備をすすめます。
- ○交通不便地域の解消と公共施設への利便性の向上を図るため、コミュニティバス(はなバス)の運行について計画的に推進していきます。
- ○鉄道の連続立体交差化にむけて、広域的に連携しながら調査・研究・要請していきます。

●自転車の活用 (安1-2-3)

- ○環境にやさしい身近な交通手段として、自転車の活用を促進します。そのための基盤整備として、市内の全駅に有料の自転車駐車場を整備します。
- ○自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全・快適な通行の 確保や、商店街と連携してまちの賑わい・活性化を支援する方策などに ついて調査・研究していきます。



快適な日常生活のために 〔安1-3〕

上下水道の運営

現状 課題 本市の水道事業は、東京都水道事業の事務委託を受け、安全で良質な水を安定して供給できるよう、水道施設の維持管理や水質の安全確保などに努めてきました。一方、東京都は、多摩地区水道経営改善基本計画*を策定し、東京都水道事業への統合をすすめています。

平成15年度の業務運営計画に基づく水道事業の内容は、給水人口185,000人、年間配水計画2,172万2千立方メートル、配水管の管理延長322,000m、水源の内訳は都補給水73.8%、自己水源26.2%となっています。今後とも給水人口の増加や新たな開発、老朽化した配水管の布設替などの水道需要や、災害時における重要なライフラインとしての位置づけなどに対し、東京都と緊密な連携をとりながら、計画的な事業運営に基づき、安全な水を安定して供給していくことが必要です。

また、公共下水道事業の汚水整備は、快適な市民生活には不可欠な都市基盤 整備です。

現在の整備面積は市全域の100%、1,585haで、区域内の水洗化普及率は95%となっており、今後は老朽化した排水管の布設替やポンプ場の維持管理のほか、未水洗化世帯への水洗化の促進に努めていくとともに、下水道事業のよりいっそうの効率化を図るため、広域・共同化による下水道事業の運営について、関連自治体との取り組みも必要です。



■ 東京都における家庭での1人当たりの使用水量(1日当たり)



資料:東京都水道局 平成12年度 生活用水実態調査

上下水道の安定運営と維持管理に努め、市民の生活を支えます。

施策 内容

●上水道の安定供給〔安1-3-1〕

- ○水道事業については、東京都と緊密な連携のもとに、計画的な運営に努めていきます。
- ○水質の安全確保を図るため、水質検査の監視体制を継続するとともに、 老朽化した配水管や石綿管*の布設替をすすめていきます。
- ○水資源の確保を図るため、市民・事業者へ節水意識を高めていきます。
- ○水道施設は重要なライフラインの一つであり、浄水所は地震発生時における給水拠点でもあるため、震災に強い配水管の布設、災害時における 給水体制の整備などについて東京都とともに取り組んでいきます。

●下水道の維持管理〔安1-3-2〕

- ○下水道事業の汚水整備については、老朽化した排水管の布設替やポンプ場の管理など計画的な維持管理に努めていくほか、未水洗化世帯への水洗化を促進していきます。
- ○下水道事業の経営の安定化を確保していくとともに、よりいっそうの効率化を図るため、東京都や関連自治体と連携しながら、広域・共同化による下水道事業の運営について研究していきます。

用語解説

「多摩地区水道経営改善基本計画」

平成15年6月に東京都水道局が策定した多摩地区の水道事業に関する経営改善の基本的な考え方を明らかにした計画。 効率的な事業運営とさらなる市民サービスの向上を図ることを目的として、多摩地区25市町に事務委託している水道事業を、今後10年間で東京都の直接運営に切り替えることを主な内容としている。

石綿管

石綿 (アスベスト) 繊維とセメントを原料とし、整形、養生して管状にした材料。 耐用年数が短く、他の管材料と比べて 老朽化したときの強度が著しく低いために、漏水の原因となりやすい。



安全な暮らしのために (安2-1)

災害に強いまちづくり

現状 課題 地震や火災などさまざまな災害から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせるよう災害への備えを整えることは、重要な取り組みです。

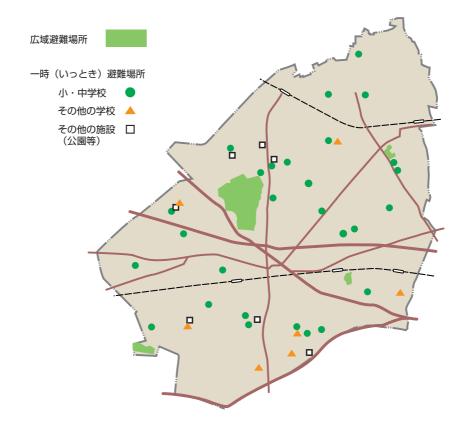
本市では地域防災計画を策定し、避難所の確保、防火水槽の設置、緊急物資の備蓄、防災無線の整備など、防災基盤や緊急時の体制を整えています。また、 災害から地域ぐるみで地域社会を守るための防災連携態勢の確立を図っています。

今後は、引き続き防災基盤を充実させ、災害に強い安全なまちづくりをすすめていくことが必要です。さらに、防災意識の向上を図り、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の助けあいの精神をもった防災市民組織づくりの育成・助言等を行うとともに、関係機関・近隣市や姉妹都市などとの広域的な相互協力体制を整えることも重要です。

また、都市化の進展に伴い、市内には台風や集中豪雨で雨水が溢れる箇所があります。既設の雨水管の管理体制の整備と、計画的な溢水防止の対応が求められています。

背景データ

■ 西東京市広域避難場所および一時(いっとき)避難場所



市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備を計画的にすすめ、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざします。

施策 内容

●防災基盤の整備〔安2-1-1〕

- ○防災意識の高揚を図るとともに、防災市民組織づくりを促進し、市民主体の地域での防災体制を整えます。
- ○防火水槽の設置、防災備蓄倉庫*の設置、防災無線の整備など計画的に 防災基盤を整えていきます。
- ○地域消防組織としての消防団の強化が図られるよう、消防団員の確保、 消防団詰所の整備、消防ポンプ車の購入などを計画的にすすめていきま す。

●救助・救急体制の充実〔安2-1-2〕

- ○災害から地域ぐるみで地域社会を守るための防災連携態勢の確立を図っていくとともに、消防署や医療機関など関係機関との連携を強化し、地域における救助・救急体制を整えます。
- ○近隣市や姉妹都市など、関係自治体との災害時における広域的な相互協力体制を整えます。

●雨水溢水対策の充実〔安2-1-3〕

- ○既設の雨水管の管理体制を整え、緊急性の高い地域を中心に、面的な雨水浴水対策を計画的に推進します。
- ○公共施設や家庭などへの雨水浸透・貯留施設の整備をすすめると同時に、 貯留雨水の活用も促進します。
- ○集中豪雨等による都市災害を解消するため、引き続き白子川の改修をす すめ雨水処理能力の向上をめざします。



用語解説

「防災備蓄倉庫」

災害時用食糧・生活用品・災害対策用医療資材セット等を備蓄保管するため、小・中学校等に設置している倉庫。



安全な暮らしのために 〔安2-2〕

防犯・交通安全の推進

現状 課題 市民意識調査によると、住みよい暮らしのために市が取り組むべき優先度の高いものとして、防犯対策、交通安全対策が上位にあがっています。また地域に必要なものとして街路灯をあげる人の割合が非常に高くなっています。このように、まちで安心して暮らしていくためには、防犯対策、交通安全対策ともに重要な位置にあります。

警察など関係機関の取り組みはもとより、地域を守る観点から市や市民の行動も求められています。

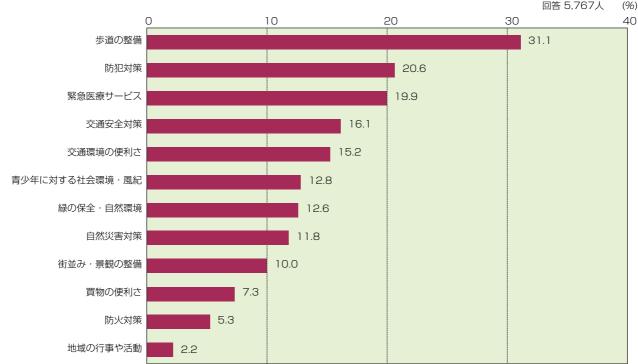
防犯については、防犯協会等地域の関係団体との連携、PTAなどでのパトロール、子どもが危険を感じたときに助けを求めることができる「子ども110番の家*」への協力など、地域一体となって防犯に努める必要があります。

また、市内において交通事故は年間1,100件程度発生していますが、なかでも高校生以下の事故や高齢者の事故が目立つとともに、特に朝・夕の通勤・通学時間帯での発生や出会いがしらの事故が多くなっています。このため生活道路への通過車両の抑制、道路標示等の改善、通学時の安全確保などのほか、交通安全についての啓発が求められています。



■ 住みよいまちづくりのために西東京市が取り組むべきこと

(平成13年度市民意識調査より)



防犯や交通安全を推進し、安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

施策 内容

●防犯体制の充実〔安2-2-1〕

- ○市民生活の安全を守るために条例を制定し、防犯協会等地域の関係団体 との連携や市民との協力を深め、地域ぐるみで防犯体制を整えていきま す。
- ○交番の設置やパトロールの強化などを東京都に要請するとともに、夜間 における市民の安全確保のため、街路灯を整備したり、私設の街路灯設 置の支援を行います。

●交通安全の推進〔安2-2-2〕

- ○交通安全意識を高めるため、関係機関と協力しながら交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催します。
- ○ガードレールやカーブミラー、道路のカラー舗装など、交通安全施設の 整備を行うとともに、交通規制について関係機関に要請していきます。
- ○子どもの通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員や交 通安全協力員の拡充を図ります。



用語解説

「子ども110番の家」

子どもが通学途中などに身の危険を感じた時に避難できる家で、近隣市民の協力により実施。本市では「ピーポ君の家」という。